

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 外資導入政策

1980年代まで、メキシコにおいては原則として外資企業の出資比率が49%を超える投資は禁止されており、国内産業を保護する路線が維持されてきた。しかし、NAFTAの発効やOECDへの加盟等に代表される経済政策の自由化の流れに連動し、国内産業についても保護路線から開放路線へと切り替えられていった。

1994年には、現行法である外国投資法（Ley de Inversión Extranjera）が施行された。この新しい外国投資法により、1973年以来実施されてきたメキシコにおける外国投資の規制枠組みが劇的に変更された。その後追加の改正が行われてきたが、1995年、1996年、1998年、1999年、2001年、2006年、2008年、2011年、2012年、2014年、2015年に行われた改正が特に重要なものである。

原則として、外国投資法は、外国投資家及び外国投資家が支配するメキシコ企業が、事前の承認を得ることなく、(1)メキシコ企業の株式を100%まで保有すること、(2)メキシコの個人または法人から固定資産を購入すること、(3)新たな活動へ従事することまたは新たな製品を生産すること、(4)事業所を開設・運営すること、並びに(5)既存の事業所を拡張または移転することを認めている。この原則に対する例外は、外国投資法において明示的に規定されているもの（外資企業の投資が制限されている業種については、第10章を参照）、または金融セクター、もしくは金融セクターを対象とする法律において規定されているもののみである。この新しい規制の枠組みは、メキシコ企業に対する外資の出資比率を原則49%以下に制限していた旧外国投資法の制限に代わるものである。

上記のとおり、1994年代以降、歴代政権では新自由主義による成長を重視する姿勢をとっており、近年は外資企業に対する大幅な規制緩和が進んできたが、現行AMLO政権では保護主義路線をとり、国営企業を優遇する方針を一貫して掲げている。例えば、AMLO政権下のエネルギー政策として、電力産業法を改正して電力庁（CEF）による発電を優先させることを規定したほか、炭化水素法の改正によって石油精製品の流通・販売に関する国家の権限を強化した（ただし、いずれの改正法も民間事業者による提訴（アンパロ）がなされており、適用は差し止めとなっている）。このようなエネルギー政策に対しては米国も懸念を示しており、2022年には電力産業法改正等がUSMCAに違反していると主張してメキシコ政府に協議を要請している。また、2022年には鉱業法を改正してリチウム資源の国有化を図り、エネルギー省の管轄で国営リチウム公社 Litio para México（LitioMX）も新たに設立された（第10章参照）。

既述のとおり、2024年に予定されている次期大統領選挙は左派与党が優勢との見込みが報道されている。与党 MORENA の公認候補であるクラウディア・シェインバウム氏は、ロペス・オブラドール大統領がメキシコシティ市長を務めていた2000年～2006年までの間、メキシコシティの環境長官を務めた経歴を持つ。シェインバウム氏は、リチウム資源をはじめとした資源・エネルギー産業において国営企業を優遇している ALMO 政権の政策を支持しているが、報道によれば、再生可能エネルギーの開発等に関しては民間投資も必要であると述べている。

メキシコにおいて内外資問わずに利用できるインセンティブとしては、「輸出向け製造・マキラドーラ・サービス業振興プログラム（IMMEX: Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación）」、「産業分野別生産促進プログラム（PROSEC: Programas de Promoción Sectorial）」、「レグラ・オクターバ」等が主である。これらの投資インセンティブの概要は図表 6-1 のとおりである。

図表 6-1 投資インセンティブの概要

インセンティブ	概要
IMMEX	<ul style="list-style-type: none"> • IMMEX とは Industria Manufacturera, Maquiladora y de Servicios de Exportación の略であり、「輸出向け製造・マキラドーラ・サービス産業」を意味する。 • 主要恩典は一時輸入を行えることである。 • IMMEX にて享受できる恩典の内容は、各認定カテゴリーによって異なっていたものの、2020 年に行われた制度変更により現在は当該認定カテゴリーによる恩恵区分は撤廃されている。（詳細は第 9 章を参照）
産業分野別生産促進プログラム（PROSEC）	<ul style="list-style-type: none"> • 旧マキラドーラ・PITEX（Programa de Importacion Temporal para Producir Articulos de Exportacion: 輸出のための一時輸入措置）の無関税輸入の恩典の一部消滅を補うために導入された。 • PROSEC 指定業種のリストにある完成品をメキシコで製造し、製造に必要な原材料・部品及び機械・設備（含む工具類）が優遇関税の適用を受ける品目に指定されている場合に、必要な部品・原材料、機械等を優遇関税で輸入することができる。
レグラ・オクターバ	<ul style="list-style-type: none"> • PROSEC の補完制度である。

（出所）ジェトロ ウェブサイトより作成

2. 管轄官庁

メキシコへの投資促進機関として、従来、投資の促進に特化した政府機関としてメキシコ貿易投資促進機関（ProMéxico）があった。ProMéxico は各州政府の投資所管部局とは別に、主要州・地域に事務所を設置しており、該当の州・地域における情報を入手する際、これらの現地事務所を活用することが推奨されてきた。

しかし、2018 年 12 月に ProMéxico の廃止が表明され、2019 年 5 月 3 日付官報公布政令に基づき廃止され、ProMéxico 東京事務所の業務は在日メキシコ大使館に引き継がれることとなった。また、日本においては、メキシコ経済省駐日代表部が存在する。